

作成日 2014/08/08
改訂日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	ハンドクレンザー ソーラック パウダータイプ
製品コード	773000
整理番号	rdjp288-1
供給者の会社名称	株式会社ソーラー
住所	兵庫県神戸市中央区布引町2丁目1番7号
担当部門	技術開発部
電話番号	0790-49-2366
FAX番号	0790-49-1588

2. 危険有害性の要約

GHS分類	
健康有害性	皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分2 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分2B 皮膚感作性 区分1
環境有害性	水生環境有害性（急性） 区分2 水生環境有害性（長期間） 区分2 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素
絵表示



注意喚起語
危険有害性情報

警告
H315+H320 皮膚及び眼刺激
H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
H401 水生生物に毒性
H411 長期継続的影響によって水生生物に毒性

注意書き
安全対策

粉じん、ヒュームの吸入を避けること。(P261)
取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272)
環境への放出を避けること。(P273)
保護手袋を着用すること。(P280)

応急措置

皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。(P302+P352)
眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。(P332+P313)
皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。(P333+P313)
眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。(P337+P313)
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。(P362+P364)
漏出物は回収すること。(P391)
内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

廃棄

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法番号	安衛法番号	
水	非公開		—	—	7732-18-5
パーライト	20~30		非公開	—	93763-70-3
メトキシメチルブタノール	10~20		非公開	—	56539-66-3
リモネン	1.0~10		非公開	—	5989-27-5
PGブチルエーテル	1.0~10		非公開	—	5131-66-8
ベンジルアルコール	1.0~10		非公開	—	100-51-6
水添ポリイソブテン	1.0~10		非公開	330	64742-48-9
PPG-3ラウレス-9	1.0~10		非公開	—	68439-51-0
ブチルカルバミン酸ヨウ化プロピニル	0.1未満		非公開	—	55406-53-6
ヒドロキシプロピルシクロデキストリン	0.1未満		非公開	—	非公開
香料	非公開		非公開	—	非公開

労働安全衛生法 名称等を通知すべき危険物及 石油ナフサ（法令指定番号：330）（1%~
び有害物（法第57条の2、10%）
施行令第18条の2別表第9）

4. 応急措置

吸入した場合	蒸気・ガス等を吸い込んで気分が悪くなった場合には、空気の清浄な場所で安静にし、医師の診断を受ける。 呼吸困難または呼吸が停止しているときは、直ちに人工呼吸を行い、速やかに医師の手当てを受ける。
皮膚に付着した場合	汚染された作業服、靴等は速やかに脱ぐ。 多量の水と石鹸で洗う。 外観に変化が見られたり、刺激・痛みがある場合には医師の診断を受ける。
眼に入った場合	直ちに清浄な流水で15分以上洗眼し、医師の診断を受ける。 洗眼の際、まぶたを指でよく開いて、眼球とまぶたのすみずみにまで水がよくいきわたるように洗浄する。 コンタクトレンズ着用の場合は、容易であれば外して洗浄する。
飲み込んだ場合	水で口をすすぐ。 無理に吐かせてはいけない。 被災者に意識がない場合には、口から何も与えてはならない。 直ちに医師の手当てを受ける。
応急措置をする者の保護	適切な保護具を着用する。（8. 暴露防止及び保護措置の項を参照）

5. 火災時の措置

消火剤	火災の場合は霧状水、泡、粉末、炭酸ガス、乾燥砂を使用する。 周辺火災に適した消火剤を使用すること。
特有の消火方法	指定の消火剤を使用する。 消火活動は風上から行う。 可燃性のものを周囲から素早く取り除く。 周囲の設備などに散水して冷却する。
消火を行う者の保護	適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急措置	回収が終わるまで十分な換気を行う。 作業の際には適切な保護具を着用する。（8. ばく露防止及び保護措置の項を参照）
----------------------	--

環境に対する注意事項	関係者以外は近づけない。 漏出した物質が下水や排水溝へ流出、また地下へ浸透することを防止する。
封じ込め及び浄化の方法及び機材	密閉できる容器に回収する。
二次災害の防止策	付着物・廃棄物等は、関係法規に基づいて処置をする。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	
技術的対策	「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
安全取扱注意事項	取扱いの終了の都度、容器を密閉する。 取扱う前に、本SDSの安全注意を読み理解する。 取扱い後には身体、顔、手、眼等をよく洗う。
保管	
安全な保管条件	容器を密閉する。 直射日光を避け、換気の良い場所（冷暗所等）に保管する。

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策	取扱い場所の近くに洗身シャワー、手洗い、洗顔設備を設け、その位置を明瞭に表示する。
保護具	
手の保護具	不浸透性の保護手袋（ゴム手袋等）を着用する。
眼の保護具	保護眼鏡（側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型等）を着用する。
皮膚及び身体の保護具	作業着、長靴、前掛け等を着用する。

9. 物理的及び化学的性質

外観	
形状	固体（粉末）
色	灰白色
臭い	芳香臭
pH	7.6(代表値)
引火点	データなし
比重（密度）	0.4(代表値)

10. 安定性及び反応性

化学的安定性	通常の実取扱い条件においては安定である。
危険有害反応可能性	強酸化剤との接触を避ける。
避けるべき条件	情報なし。
混触危険物質	ハロゲン類、強酸類、酸化性物質と接触しないよう注意する。
危険有害な分解生成物	情報なし。

11. 有害性情報

皮膚腐食性及び皮膚刺激性	混合物の成分の皮膚腐食性及び皮膚刺激性－区分2の濃度合計が10%以上のため皮膚腐食性及び皮膚刺激性－区分2とした。
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	混合物の成分の眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性－区分2Bの濃度合計が10%以上のため眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性－区分2Bとした。
呼吸器感作性又は皮膚感作性	混合物の成分の皮膚感作性－区分1の濃度が1%以上のため皮膚感作性－区分1とした。
その他	薬事法上の化粧品は、本来GHSに従った有害危険性区分の必要はないが、形式上その分類区分に従った上記の危険有害性は、通常の使用量による使用量をはるかに超える暴露があった場合にのみ適用される危険性を含む。

12. 環境影響情報

水生環境有害性（急性）	混合物の成分の（毒性乗率 X 1 0 X 水生環境有害性（急性）－区分 1） ＋水生環境有害性（急性）－区分 2 の濃度合計が 2 5 % 以上のため水生 環境有害性（急性）－区分 2 とした。
水生環境有害性（長期間）	混合物の成分の（毒性乗率 X 1 0 X 水生環境有害性（長期間）－区分 1） ＋水生環境有害性（長期間）－区分 2 の濃度合計が 2 5 % 以上のため水生 環境有害性（長期間）－区分 2 とした。

1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物	廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公 共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
汚染容器及び包装	容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基 準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する時は、内容物を完全に除去した後処分する。

1 4. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報	I M O の規定に従う。
UN No.	3077
Proper Shipping Name	ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, SOLID, N. O. S.
Class	9
Packing Group	III
Marine Pollutant	applicable
Transport in bulk according to MARPOL 73/78, Annex II, and the IBC code.	Not applicable

航空規制情報	I C A O / I A T A の規定に従う。
UN No.	3077
Proper Shipping Name	ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, SOLID, N. O. S.
Class	9
Packing Group	III

国内規制

陸上規制	消防法、道路法等の規定に従う。
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
国連番号	3077
品名	環境有害物質（固体）
国連分類	9
容器等級	III
海洋汚染物質	該当
MARPOL 73/78 附属書 II 及 び IBC コードによるばら積 み輸送される液体物質	非該当

航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	3077
品名	環境有害物質（固体）
国連分類 等級	9 III

特別の安全対策	取扱い及び保管上の注意の項の記載に従う。 運搬に際しては、容器の漏れのないことを確かめ、転倒・落下・損傷が ないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。
---------	--

緊急時応急措置指針番号	171
-------------	-----

1 5. 適用法令

化審法	優先評価化学物質（法第 2 条第 5 項）
-----	-----------------------

労働安全衛生法	名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2別表第9）
消防法	非危険物
大気汚染防止法	揮発性有機化合物（法第2条第4項）（環境省から都道府県への通達）
船舶安全法	有害性物質（危規則第2, 3条危険物告示別表第1）
航空法	その他の有害物件（施行規則第194条危険物告示別表第1）
化学物質排出把握管理促進法（該当しない P R T R法）	
毒物及び劇物取締法	該当しない
薬事法	化粧品

16. その他の情報

参考文献	日本ケミカルデータベース株式会社 データベース 使用原料SDS
その他	本記載内容は、現時点で入手できる資料、情報データに基づいて作成しており、新しい知見によって改訂される事があります。また、情報の正確さ、完全性を保証するものではありません。 注意事項は通常の見取りを対象としたものであって、特殊な取扱いの場合には十分な安全対策を実施の上でご利用ください。 成分情報及び適用法令の詳細につきましては、弊社営業へ別途お問い合わせください。 （注1）SDS3法とは、化学物質排出把握管理促進法（P R T R法）、労働安全衛生法（第57条の2）、毒物及び劇物取締法を指します。